

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正について —FAQの内容を踏まえた重要ポイントの解説—

中央総合法律事務所 弁護士

弁護士

國吉 雅男  
小宮 俊

## はじめに

金融庁は、2020年12月11日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の一部改正(案)を公表のうえ、意見募集手続に付し(意見募集の締切日は、2021年1月22日)、その後、同年2月19日、意見募集の結果(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」)。以下、「パブコメ回答」とし、その番号を示す)を公表し、改正されたガイドライン(以下、「改正

ガイドライン」という)の適用が開始された。さらに、金融庁は、2021年3月26日、改正ガイドラインに対する関係者の理解の向上に資することを目的として、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)(以下、「FAQ」という)を公表した。

2019年秋に、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策(以下、「マネロン・テロ資金供与対策」という)における国際協調を推進するFATFによる「第四次対日相互審査」が行われ、同審査結果は202

1年8月頃となる予定である。金融庁および各金融機関は同結果を踏まえたフォローアッププロセスに対応していく必要があることから、引き続き、不断の対応、高度化が求められることとなるが、その際、金融機関においては、改正ガイドラインの内容を踏まえた対応ができていくかが重要なポイントとなる。

そこで、本稿では、改正ガイドラインの概要について、FAQの内容も踏まえつつ解説を行う。

なお、本稿の意見にわたる部分については筆者らの個人的見解を示すものであり、筆者らが

現在所属する法人および過去に所属した組織・団体の意見・見解を表明するものではない。

## 改正ガイドラインの概要

改正ガイドラインにおける主な改正内容としては、以下のとおりである。

### ●全般

・経営陣の役割に関するもの(「主体的かつ積極的」から「主導的」「主導性」へ、PDCAへの関与、業務負担の分析とITシステムの活用可能性の検

今月の解説

# アクアビジネス（養殖漁業）に対する 金融機関による投融資に関する 法的考察—その1

西村あさひ法律事務所  
弁護士  
杉山 泰成

弁護士  
松本 直己

## 一 はじめに

2020年12月には70年ぶりの大改正とも言われる改正漁業法が施行されるとともに、魚類の陸上養殖に関するプロジェクトについて様々な情報提供がなされ、海面養殖についても新しい取組みに関する報道が少しずつ見られるようになってきている。改正漁業法は、天然魚の漁獲高および漁業従事者の継続的減少に対応することを大きな立法目的の一つとしており、養殖魚による漁獲量の補填および養殖技術の改善による業務効率化と安全性向上や収益改善による漁業従業者の確保はきわめて重要な課題となっている。また養殖漁業の世界にも設備（網、敷地、建物、水槽、濾過装置、パイプ等）の大規模化および改善が進むとともに、アグリテックとの対比でアクアテックともいうべき、水中ドローンや水中用途のIT機器、AIを利用した飼育管理やデジタルトランスフォーメーション（DX）を利用した漁獲物の流通データ管理の可能性が指摘されるなど、大

きな技術革新の時代を迎えつつある。

このような流れのなかで、金融機関が養殖漁業界の現状と変革にどのようなフェーズまたはスキームで関与・貢献していくことができるかは喫緊の課題となっており、本稿では、2回にわたり、養殖漁業の特殊性に対応した金融機関による投融資の手法およびその法的・実務的留意点について検証する。

## 二 投融資先としての養殖漁業の特性

### 1 養殖漁業の形態（海面養殖vs陸上養殖）

まず漁業を行うためには魚類の生息場所である“水”の存在が不可欠であるが、漁業法上は大きく分けると、①海面（海面に準ずる湖沼として告示される水面を含む）、②内水面（海面以外の水面）および③公共の用に供しない水面（公共の用に供する水面と接続して一体をなすものを除く）の三種に分類され、この分類に応じて、養殖漁業についても、海水・内水面養殖と

# 企業価値向上のための ガバナンスの整備と不祥事防止

## 第1回 ガバナンスとは何か

堂島法律事務所 弁護士  
大川 治愛  
田邊

本連載開始にあたって

企業経営に「コーポレートガバナンス」、「ガバナンス」というカタカナ語が現れて久しい。もともと「企業統治」などの訳語が当てられていたが、とりわけ「コーポレートガバナンス・コード」（以下、「CGコード」という）が登場した2015年以降は専ら「コーポレートガバナンス」で通用し、すっかり企業実務に定着したようである。しかし、不祥事は絶えない。ガバナンス強化の歴史を経て、ガバナンスも進化・深化したが、なお不祥事は起こる。まるで私たちごっこだが、ガバナンス整備なくして不祥事防止はおぼつかない。不祥事を効果的に防止するためにガバナンスはどうあるべきか。

本連載では、ガバナンスの意義、整備方法、ガバナンスと組織のありよう、不祥事防止策など、具体的な事例も交えつつ、進化を続けるガバナンスの「今」を紹介する。本稿は、導入回として、ガバナンスの意義、歴史と発展、そのあり方を解説する。

### はじめに

「ガバナンス」または「コーポレートガバナンス」というと、一般に「企業統治」と訳され、「企業活動を律する枠組み」（東京証券取引所上場会社コーポレート・ガバナンス原則）、「どのような形で企業経営を監視する仕組みを設けるか」という問題（神田秀樹『会社法第23版』182頁）だと説明される。また、金融機関向けには、2007（平成19年）以降に金融検査マニュアルで「経営管理（ガバナンス）態勢」との項目が盛り込まれるようになった（主要行等向けの総合的な監督指針等も同様）。しかし、「ガバナンス」という用語は論者によって使われ方がまちまちで、その内実を把握するのが意外に難しい。しかも、コーポレートガバナンスの問題として、社外取締役、機関設計、取締役の報酬、株主の権利、情報開示など様々な項目が議論されている。さらに、CGコード登場後は、「攻めのガバナンス」に重点が置かれるようになった。